

子ども・子育て支援新制度において 西脇市が条例で定める各基準案について

1 市で定める基準を検討するにあたって～新制度における給付対象施設となるための「認可」と「確認」～

新制度による「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

「認可」・・・人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。

「確認」・・・会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか。

2 市が条例等で定める必要のある基準について

(1) 条例で定める必要のある基準

- ① 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(2) 規則等で定める必要のある基準

- ① 保育の必要性の認定基準

■(参考)教育・保育給付に係る市と県との役割分担

		施設・事業	認可	確認	認定と給付
施設型給付	教育・保育施設	認定こども園	兵庫県	西脇市	西脇市 (教育・保育給付を受ける資格の認定申請と提供を受けた教育・保育に要した費用の支給等について)
		幼稚園			
		保育所			
地域型保育給付	地域型保育事業	小規模保育	西脇市		
		家庭的保育			
		事業所内保育			
		居宅訪問型保育			

3 市の基準決定に際して踏まえる「従うべき基準」「参酌すべき基準」について

新制度では、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準等について、国が定める基準を踏まえ市が条例で定めることとされています。

条例を定めるにあたっては、内閣府令・厚生労働省令等の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という基準に沿って定めることとされています。

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備 考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

4 各種基準案

(1) 条例で定める必要のある基準

① 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準案

ア 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により新たに市の認可事業として位置づけられる事業です。様々な場所で多様な保育の提供が可能なることから保育の確保に寄与することが期待されています。地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の4類型があります。

類 型	内 容	事業主体
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。 保育者の居宅その他の場所で行います。	市町村 民間事業者等
小規模保育事業 (定員6人～19人以下)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施します。規模に応じて次の3類型が想定されています。 A型（保育所分園に近いもの） B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） C型（家庭的保育に近いもの。現在の制度ではグループ型保育ママがこれに該当します。）	市町村 民間事業者等
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。いわゆるベビーシッターがこれに該当します。	市町村 民間事業者等
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。	事業主等

イ 地域型保育事業の類型別認可基準の概要

項目	類型	従うべき基準 参酌すべき 基準	家庭的保育事業 (5人まで)		小規模保育事業(6~19人)						事業所内保育				居宅訪問型保育			
					A型 (保育所分園型)		B型 (中間型)		C型 (家庭的保育型)		利用定員19人以下		利用定員 20人以上					
保育従事者の資格		従うべき基準	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		保育士		保育士+保育従事者 保育士割合 1/2 以上		家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		保育士+保育従事者 保育士割合 1/2 以上		保育士		家庭的保育者			
職員数		従うべき基準	0~2 歳児 (3歳以上も 可)	3:1 補助者を置 く場合5:2	0歳児 1~2歳児 (3歳以上 受入) 3歳児 4歳児以上	3:1 6:1 20:1 30:1	0歳児 1~2歳児 (3歳以上 の場合) 3歳児 4歳児以上	3:1 6:1 20:1 30:1	0~2 歳児 (3歳以上 も可)	3:1 補助者を置く 場合5:2	0歳児 1~2歳児 (3歳以上受 入) 3歳児 4歳児以上	3:1 6:1 20:1 30:1	0歳児 1~2歳児 (3歳以上受 入) 3歳児 4歳児以上	3:1 6:1 20:1 30:1	0~2歳児 (3歳以上も可) 1:1			
					合計+1名		合計+1名				合計+1名		常時2名以上					
給食	給食	従うべき基準	自園調理(食事の提供の責任が事業者にある等一定の条件の下、他の施設から搬入可) ※搬入施設(連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)、事業者と同一法人等、学校給食共同調理場)からの搬入可													—		
	設備	従うべき基準	調理設備(※給食を搬入する場合にあっても、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能を備えること)										調理室(※同左)		—			
	職員	従うべき基準	調理員(全部委託・搬入の場合は不要)													—		
設備		参酌すべき基準	保育専用室、便所 同一敷地内に遊戯等に適 当な広さの庭(付近の代替 地可)		0~1歳児 乳児室又はほふく室、便所 2歳児以上 保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近の代替地可)、便所						0~1歳児 乳児室又はほふく室、 医務室、便所 2歳児以上 保育室又は遊戯室、 屋外遊技場(付近の 代替地可)、便所				—			
面積		参酌すべき基準	保育室 9.9㎡ (3人を超える場合は、一 人につき 3.3 ㎡を追加) 屋外遊技場 3.3 ㎡/人 (2歳児以上)		乳児室/ほふく室 3.3 ㎡/人(0~1歳児) 保育室/遊戯室 1.98 ㎡/人(2歳児以上) 屋外遊技場 3.3 ㎡/人(2歳児以上)						乳児室/ほふく室 3.3 ㎡/人 (0~1歳児) 保育室/遊戯室 1.98 ㎡/人 (2歳児以上) 屋外遊技場 3.3 ㎡/人 (2歳児以上)				乳児室 1.65 ㎡/人 (0~1歳児) ほふく室 3.3 ㎡/人 (0~1歳児) 保育室/遊戯室 1.98 ㎡/人 (2歳児以上) 屋外遊技場 3.3 ㎡/人 (2歳児以上)		—	

項目	類型	従うべき基準 参酌すべき 基準	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業(6~19人)			事業所内保育		居宅訪問型保育
				A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上	
耐火基準等		参酌すべき基準	火災報知機、消火器の設置	消火器等の消火器具、非常口その他の設備を設置 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱い					—
連携施設		従うべき基準	連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保する(経過措置:確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる) ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行う ②代替保育を提供する ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供する				左欄の①、②に係る連携協力は不要	連携施設の確保を要しない。ただし、障害、疾病等の状況により障害児入所支援施設等を適切に確保	
非常災害		参酌すべき基準	毎月1回の避難・消火訓練を行う						—
嘱託医		従うべき基準	嘱託医の委嘱(連携施設と同一の委嘱医に委嘱も可)						—
健康診断		参酌すべき基準	利用開始時の健康診断、1年に2回の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行う						—
保育時間		参酌すべき基準	1日につき8時間(事業者が定める)						
その他		参酌すべき基準					地域の子どもの利用定員の設定が必要		

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の類型別確認基準の概要

項目	類型	従うべき基準 参酌すべき 基準	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
			認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
利用定員		従うべき基準	20名以上	最低利用定員は設定しない	20名以上	1人以上5人以下	A型・B型:6人以上19人以下 C型:6人以上10人以下(経過措置:6人以上15人以下)	1人	利用定員に応じ市町村が定める
			1号認定:区分全体で定員設定 2号認定:区分全体で定員設定 3号認定:0歳、1・2歳の定員を区分して設定	1号認定:区分全体で定員設定	2号認定:区分全体で定員設定 3号認定:0歳、1・2歳の定員を区分して設定	3号認定:0歳、1・2歳の定員を区分して設定			
内容及び手続の説明・同意		従うべき基準	運営規程、職員勤務体制、利用者負担等重要事項を文書で説明し、同意を得る			運営規程、連携施設、職員勤務体制、利用者負担等重要事項を文書で説明し、同意を得る			
		参酌すべき基準	説明方法 文書、電子メール、インターネットへの掲載CD-ROM等の交付 ただし、電子媒体により提供しようとするときは利用申込者の同意が必要						
運営規程		参酌すべき基準	①施設の目的、運営方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、人数、職務の内容 ④教育・保育を行う日、時間、提供を行わない日 ⑤利用者負担等費用の種類、支払いを求める理由とその額 ⑥認定区分ごとの利用定員(地域型保育事業は「利用定員」) ⑦施設の利用開始、終了に関する事項及び留意事項(選考方法(当分の間、私立保育所は除く)を含む) ⑧緊急時の対応 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他施設運営上の重要事項						
正当な理由のない提供拒否の禁止		従うべき基準	正当な理由がない提供拒否の禁止						

類 型 項 目	従うべき基準 参酌すべき 基準	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
利用申込が利用定員を超える場合の対応等	従うべき基準	1号認定：抽選、申込順等公正な方法で選考 2，3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考	1号認定：抽選、申込順等公正な方法で選考	2，3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考	3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考			
	参酌すべき基準	自ら適切な教育・保育を適切に提供することが困難な場合は、適切な施設、事業を紹介するなど適切な措置を講じる			自ら適切な教育・保育を適切に提供することが困難な場合は、連携施設、その他適切な施設、事業を紹介するなど適切な措置を講じる			
あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力（※保育所は児童福祉法第24条第1項の規定に基づく委託を受けた時は正当な理由なく拒んではならない）						
心身の状況の把握	参酌すべき基準	子どもの心身の状況、置かれている環境等を把握しなければならない						
小学校等との連携	参酌すべき基準	小学校、他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努める						
特定教育・保育施設等との連携	従うべき基準	—			連携施設を確保する（経過措置：確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる） ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行う ②代替保育を提供する ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供する ※居宅訪問型保育事業については、適用しない。ただし、障害・疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育を行う場合、障害児入所支援施設等を適切に確保する ※事業所内保育事業のうち、利用定員が20人以上の場合、①、②に係る協力は不要			
	参酌すべき基準	—			保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設において継続的に保育・教育を受けられるよう子どもについての情報提供を行い、連携施設との密接な連携に努める			
教育・保育の提供内容等の記録	参酌すべき基準	教育・保育を提供した日、内容等を記録する						
利用者負担額等の受領	従うべき基準	教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受ける（法定代理受領）						
		上乗せ徴収 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価については、保護者から支払いを受けることができる（保育所は市町村の同意が必要）						
		日用品、文房具等教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払いを保護者から支払いを受けることができる						

項目	類型	従うべき基準 参酌すべき 基準	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
			認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
教育・保育の 取り扱い方針		従うべき基準	幼保連携型：幼保連 携型認定こども園教 育・保育要領 他の認定こども園： 幼稚園教育要領、保 育所保育指針、幼保 連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる			
評価		参酌すべき基準	自ら教育・保育の質の評価を行うとともに外部評価を行い、結果を 公表し改善を図る			自ら教育・保育の質の評価を行い、改善を図る			
定員の遵守		参酌すべき基準	原則、利用定員を超えて教育・保育を行ってはならない（年度中の保育需要への対応、措置他やむを得ない場合は除く）						
相談及び援助		参酌すべき基準	子ども、保護者からの相談に適切に応じ必要な助言・援助を行う						
緊急時等の対応		参酌すべき基準	子どもの体調が急変等した場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う						
市町村への通知		参酌すべき基準	保護者が不正な行為によって給付費の支給を受けている場合は市町村に通知する						
子どもの適切な 処遇		従うべき基準	子どもの国籍、信条、社会的身分、費用負担額等によって差別的な取扱いをしてはならない 虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない 身体的苦痛を与え、人格を辱める等懲戒権限を乱用してはならない						
秘密保持		従うべき基準	業務上知り得た情報を漏らしてはならない 小学校等関係機関に対し、子どもの情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておく						
苦情解決		参酌すべき基準	苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録する						
地域との連携		参酌すべき基準	地域住民等との連携、協力を行うなど地域との交流に努める						
事故発生の防止 及び発生時の対応		従うべき基準	事故発生の防止のための指針の整備 事故発生改善策の周知徹底体制の整備 事故防止研修の実施 事故が発生した場合の状況記録、損害賠償の速やかな実施						
特別利用保育等の 基準		従うべき基準	－	特別利用保育・特別利用教育を提供する際は、 当該施設と同じ設置・基準を遵守する 特別利用保育・特別利用教育を受ける子ども と、通常の保育・教育を利用中の子どもの総 数が当該施設の利用定員を超えないこと 特別利用保育・・・1号認定子どもが保育所か ら保育を受けること 特別利用教育・・・2号認定子どもが幼稚園か ら教育を受けること	特別利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守する 特別利用地域型保育を受ける子ども(1号認定)と、通常の特地域型保育を受ける子ども(3 号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと 特別利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること 特別利用地域型保育を受ける子ども(2号認定)と、通常の特地域型保育を受ける子ども(3 号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと 特別利用地域型保育・・・1号認定子どもが地域型保育を受けること 特別利用地域型保育・・・2号認定子どもが地域型保育を受けること				

③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

ア 放課後児童健全育成事業について

(「放課後児童健全育成事業」とは、児童福祉法上での放課後児童クラブ事業の名称)

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、現在、国としての事業のあるべき水準を示すものとして、「放課後児童クラブガイドライン」があります。

放課後児童健全育成事業は、平成24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で定めることとされました。(改正後の児童福祉法第34条の8の2)

■基準設定にあたって「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none">・従事する者の資格について（研修受講が必要）・職員の配置人数（2人以上配置）
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none">・児童の集団の規模（おおむね40人までとする）・施設・設備（施設の規模は、児童一人あたりおおむね1.65㎡以上とする）・開所日数（年間250日以上を原則とする）・その他（非常災害対策、虐待等の禁止、保護者・学校等との連携等）

イ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要

類型 項目	従うべき基準 参酌すべき 基準	設備及び運営に関する基準の概要
従事する者及びその人数 (職員)	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ■従事する者 事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない ■放課後児童支援員の員数 支援の単位ごとに2人以上 ■放課後児童支援員の資格 次のいずれかに該当する者であり、知事が行う研修を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を習得したことにより大学院への入学が認められたもの ⑦大学院において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
一般原則	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ■放課後児童健全育成事業における支援 <ul style="list-style-type: none"> ○小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき行う ○地域社会との交流・連携を図り、児童の保護者・地域社会に運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない ○自ら運営の内容について評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない
非常災害対策	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立て不断の注意と訓練をするよう努める ○訓練は、定期的にこれを行う
設備の基準	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ■事業を行う専用の区画 ○児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上
利用定員	参酌すべき基準	おおむね40人以下（支援の単位を構成する児童の数）

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	<div style="text-align: center;"> 従うべき基準 参酌すべき基準 </div>	<div style="text-align: center;"> 設備及び運営に関する基準の概要 </div>
子どもの適切な処遇	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ■平等に取り扱う原則 ○利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない ■虐待等の禁止 ○利用者に法第33条の10各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない ■衛生管理等 ○利用者の使用する設備等の衛生管理に努め、必要な措置を講じなければならない
運営規程	参酌すべき基準	<ol style="list-style-type: none"> ①事業の目的・運営の方針 ②職員の職種、人数・職務の内容 ③開所している日・時間 ④支援の内容・利用者の保護者が負担する額 ⑤利用定員 ⑥通常の実施地域 ⑦利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時の対応 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他事業運営上の重要事項
秘密保持	参酌すべき基準	業務上知り得た利用者とその家族の秘密を漏らしてはならない
苦情対応	参酌すべき基準	苦情受付窓口を設置等、必要な措置を講じなければならない 行った支援に関して市町村から指導・助言を受けた場合は、それによって必要な改善を行わなければならない
開所時間・日数	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ■開所時間：児童の保護者の労働時間・小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して定める ○休業日…1日につき8時間以上 ○休業日以外…1日につき3時間以上 ■開所日数：児童の保護者の就労日数・小学校の休業日その他の状況を考慮して定める 1年につき250日以上
保護者との連絡	参酌すべき基準	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない
関係機関との関係	参酌すべき基準	市町村・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない
事故発生時の対応	参酌すべき基準	速やかに市町村・利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない

(2) 規則等で定める必要のある基準

① 保育の必要性の認定基準案

ア 子ども・子育て支援法による認定区分

年齢 区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業(原則)
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定(1号認定)	認定こども園・幼稚園
	保育必要	保育認定(2号認定)	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定(3号認定)	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

※利用調整の結果、希望保育所に空きがなく保育の必要な子が幼稚園を利用することもあります。

イ 保育の必要性の認定について

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき、子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間(11時間程度)か短時間(8時間程度)の利用なのか」の認定を市が行い、「支給認定証」を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市に利用を申し込むこととなります。

ウ 就労時間の下限について

新制度における「保育短時間(利用)」の認定に当たっての就労時間の下限については、「現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする。」とされています。

なお、現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができるなどの経過措置が設けられています。

【平成26年8月6日 西脇市子ども・子育て会議】

エ 保育の必要性の認定基準について

	現行制度	新制度(国の方針案等)
事由	<p>【保育の実施基準】 児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できないと認められること。 ①就労(居宅外で労働することを常態としていること、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居の親族を常時介護していること ⑤災害復旧 ⑥その他、上記に類する状態として市長が認める場合</p>	<p>【保育が必要な事由】(内閣府令:子ども・子育て支援法施行規則) 以下のいずれかの事由に該当すること。 ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能 ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護(兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護) ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等での職業訓練含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
区分	<p>1区分 最大11時間/日、年間約300日 保育時間(原則1日8時間、延長あり)</p>	<p>2区分 (内閣府令:子ども・子育て支援法施行規則) 【保育標準時間(1日11時間までの利用)】 平均275時間 【保育短時間(1日8時間までの利用)】 平均200時間 ※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。</p>
優先利用	<p>優先利用の制度はない。ただし、入所調整をする中で、ひとり親家庭、虐待やDVなど社会的養護が必要な家庭等配慮を要する子どもについては、入所に際して一定の考慮を行っている。</p>	<p>・個別ケースごとの対応等の観点から調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDVのおそれのある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法の措置制度を併せて活用する。 ・優先事項の例示は、以下のとおり(実施主体である市でそれぞれ検討・運用:国から通知予定) ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市が定める事由 (保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮) (人材確保・育成や就業継続等の観点から幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用に際しての配慮) (放課後児童クラブの指導員等の子ども利用に際して配慮)</p>

【平成26年8月6日 西脇市子ども・子育て会議】

